

ケアプランセンター四季の郷 重要事項説明書

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人さしま福祉会
- (2) 法人住所 茨城県坂東市逆井3503番地14
- (3) 代表者名 理事長 新谷 嘉延

2 ケアプランセンター四季の郷 居宅支援事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護支援 平成26年12月5日指定
茨城県第0870401247号
- (3) 事業所の名称 ケアプランセンター四季の郷
- (4) 事業所の所在地 茨城県古河市東間中橋198番地
- (5) 電話番号 0280-33-3311
- (6) 事業所長 園長 新谷 仁志
- (7) 通常の事業の実施地域 古河市、坂東市、八千代町、境町、結城市、下妻市、五霞町
- (8) 営業日及び営業時間
営業日 月・火・水・金・土（但し、8/13~8/15、12/31~1/3を除く）
サービス提供時間 8時30分~17時30分

3 職員の体制

管理者、介護支援専門員、事務員

4 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) 介護支援専門員は、事業所または、居宅において利用者または、家族からの相談業務を行うほか、ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びその家族と面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成します。
サービス事業所の選定につきましては、複数の事業所を紹介し、利用者・家族に選択を求め決定させていただきます。
- (2) サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関しご利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、毎月1回訪問し、ご利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。

6 利用料金

(1) 利用料

(居宅介護支援利用料)

(ア) 介護支援専門員取扱件数45件未満の場合

要介護1・2 10,860円 要介護3・4・5 14,110円

(イ) 介護支援専門員取扱件数45件以上60件未満の場合

要介護1・2 5,440円 要介護3・4・5 7,040円

(ウ) 介護支援専門員取扱件数60件以上場合

要介護1・2 3,260円 要介護3・4・5 4,220円

(エ) 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,000円

退院・退所加算 (Ⅰ) イ 1回につき 4,500円

退院・退所加算 (Ⅰ) ロ 1回につき 6,000円

退院・退所加算 (Ⅱ) イ 1回につき 6,000円

退院・退所加算 (Ⅱ) ロ 1回につき 7,500円

退院・退所加算（Ⅲ） 1回につき 9,000 円

入院時情報連携加算（Ⅰ） 1ヶ月につき 2,500 円

入院時情報連携加算（Ⅱ） 1ヶ月につき 2,000 円

※入院時における医療期間との連携を促進する為、居宅介護支援の提供開始に当たり入院時に担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先医療機関へお伝え下さい。

緊急時等居宅カンファレンス加算 1回につき 2,000 円

ターミナルケアマネジメント加算 1ヶ月につき 4,000 円

通院時情報連携加算 1ヶ月につき 1回算定 500 円

※診察時同席し、医師へ情報提供を行い、医師から必要な情報提供を受けた上でケアプランへ記録する。

介護職員等処遇改善加算 基本単位＋各種加算の合計 × 2.1% 単位

居宅介護支援利用料につきましては、要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、居宅介護支援利用料を一時的に立て替えていただきます。その際、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日居住地域の介護保険担当課に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（２） 交通費

前記２の（７）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

（３） 解約料

〔請求しない場合〕

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

〔請求する場合〕

ご利用者のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	要介護１・２ 3,500 円 要介護３～５ 4,000 円
保険者（区市町村）への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません

７ サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

○苦情受付窓口

介護支援専門員（管理者） 大木 晴美

四季の郷	電話番号 0280-33-3311
古河市役所高齢介護保険課	電話番号 0280-92-4921
茨城県社会福祉協議会	電話番号 029-241-1133
茨城県国民健康保険 団体連合会	電話番号 029-301-1565

8 虐待の防止への取り組み

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 (管理者 坂巻麻美)
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 その他

- (1) サービス提供記録等の開示を行います。
- (2) 事業計画，各マニュアル，財務内容の閲覧ができます。
※ご希望者は，申し出てください。
- (3) 6ヶ月に1回、当事業所のケアプランの訪問介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用割合を確認していただきます。
※別紙にて説明させていただきます。

居宅介護支援の提供開始にあたり，ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

茨城県坂東市逆井3503番地
社会福祉法人さしま福祉会

理事長 新谷 嘉延 印

説明者

職名： 介護支援専門員

氏名： 印

私は，契約書および本書面により，事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所：

氏名： 印

(代理人)

住所：

氏名： 印